

平成25年度 後期高齢者医療制度の健康診査について

後期高齢者医療制度に加入されている方を対象に、糖尿病などの生活習慣病の早期発見や重症化の予防のため、健康診査を実施します。

健康診査の対象となる方には『健康診査受診券』をお送りしますので、ぜひ受診しましょう。

健康診査受診券をお送りする時期

○入院をされていない方

または

生活習慣病と診断されていない方 …… 平成 25 年 8 月 (予定)

入院をされていた方及び生活習慣病と診断された方は、すでに健康状態を把握され、医師の指導を受けていると考えられることから、健康診査の対象者から除いています。

※生活習慣病とは、生活習慣が発症原因に深く関わっていると考えられる病気で、糖尿病、高血圧性疾患、脂質異常症、虚血性心疾患、その他心疾患、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞、脳動脈硬化、その他脳血管疾患、動脈硬化があります。

○上記以外の方で、平成 25 年 4 月以降に血液検査や尿検査をされていない方

受診を希望される方は、平成 25 年 8 月以降にお住まいの市町村担当窓口にて備え付けている健康診査申込書によりお申込みください。締切りは平成 25 年 11 月末頃を予定しています。

○平成 25 年 1 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの間に後期高齢者医療制度に加入された方

加入時期に応じ、次のとおり 5 月から 10 月までの間に健康診査申込書を送付します。入院をされていない方または生活習慣病と診断されていない方で受診を希望される方は、広域連合事務局までお申込みください。受診券を後日送付します。

健康診査申込書の送付時期 (予定)

- ① 1 月 1 日から 3 月 31 日までの間に加入された方 …… 5 月
- ② 4 月 1 日から 5 月 31 日までの間に加入された方 …… 6 月
- ③ 6 月 1 日から 7 月 31 日までの間に加入された方 …… 8 月
- ④ 8 月 1 日から 9 月 30 日までの間に加入された方 …… 10 月



○平成 25 年 10 月以降に後期高齢者医療制度に加入される方

後期高齢者医療制度の健康診査対象外となります。後期高齢者医療制度に加入するまでに、現在加入されている健康保険で健康診査を受診してください。

○施設入所されている方

障害者支援施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護保険施設等に入所されている方につきましては、健康診査を受診することができません。

健診項目 身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査

受診費用 無料

受診期間 受診券を受け取られたときから平成 25 年 12 月末日まで

お問い合わせ先

徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課
徳島市川内町平石若松 78 番地 1 ☎ 088 - 677 - 3666